

令和 年 月 日

保護者様

広島県立尾道北高等学校長

伝染病の罹患に伴う出席停止の扱いについて

次の表の伝染病は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いをします。

この期間は、欠席扱いになりませんから、治療に専念していただくようお願いします。

なお、回復して登校するときには、医師の診断を受け、下の証明書を学校へ提出ください。

◎学校において予防すべき伝染病の種類は次のとおりです。

	病 名
第1種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○南米出血熱 ○重症急性呼吸器 症候群 ○鳥インフルエンザ
第2種	○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ○麻疹 ○風疹 ○流行性耳下腺炎 ○水痘 ○咽頭結膜熱 ○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	○腸管出血性大腸菌感染症 ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○コレラ ○無菌性赤痢 ○腸チフス、パラチフス ○その他の伝染病

※ 出席停止の期間は伝染病の種類に応じて基準は定められていますが、症状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するよう留意してください。

※ 感染を防止するため、出席停止期間中は、友人との接触は避けてください。

<出席停止用紙>

## 証明書

広島県立尾道北高等学校

年 組 氏名

上記の生徒は

< 病 名 > \_\_\_\_\_ のため

年 月 日 から 年 月 日まで出席停止を必要と認めます。

年 月 日

医療機関名

医師名

印